

県立高等学校授業料等について

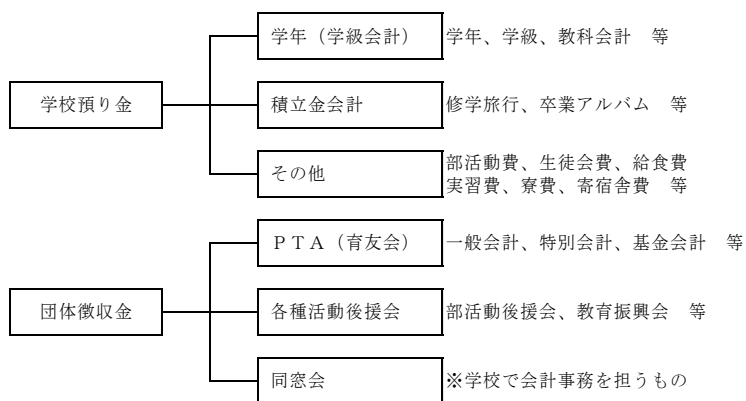
○令和7年度県立高等学校 入学考査料、入学金、授業料

課 程	入学考査料	入学金	授業料
全日制	2,200円	5,650円	月額9,900円（年額118,800円）
定時制	950円	2,100円	月額2,700円（年額 32,400円）
通信制	—	500円	1単位につき 310円

- ・このほかに、各県立学校で徴収している学校諸費（下記参照）があります。

学校諸費について

◆学校諸費体系図



学校諸費とは、PTA会費、修学旅行積立金、実習費、部活動費など、入学金・授業料とは別に各県立学校において独自に必要な費用のことです。各学校によって金額が異なります。

- ・詳しい内容については、各学校のホームページをご確認いただくか、各学校へお問い合わせください。
- ・入学前に準備を必要とする費用（例：制服代）については、合格発表後に説明があります。
- ・学校給食費、寮費を必要とする学校もあります。

高等学校等就学支援金制度及び高校生等臨時支援金について

<制度概要>

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金又は高校生等臨時支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です（返済不要）。

<対象者>

- ・保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－調整控除の額により、以下の支給が受けられます。
 - 304,200円未満の者：高等学校等就学支援金
 - 304,200円以上の者：高校生等臨時支援金
- ・次のいずれかに該当する者は、支給が受けられません。
 - 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した者
 - 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた者

<支給方法>

支援を受けるには、必ず申請を行ってください。

就学支援金及び臨時支援金は、学校設置者（学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

授業料と就学支援金との差額については、負担いただく必要があります。

（学校によっては、一旦授業料を納め、後日、生徒や保護者が就学支援金相当額を受け取る場合もあります。）

<家計急変支援制度について>

令和5年4月より、就学支援金の家計急変支援制度が開始されました。家計急変支援の対象として要件を満たす場合に、就学支援金を受けられる可能性があります。

高等学校等奨学給付金について

全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う給付型の奨学金制度です。国公立、通信制によって給付額は異なります。

この制度は、国公立を問わず高校生等の保護者等が申請年度の7月1日時点で住所を有する都道府県から給付を受ける制度となっています。申請年度の7月1日において保護者等の住所地が岐阜県外の場合は、保護者等のお住まいの都道府県にお問い合わせください。

	高等学校等奨学給付金（返済は不要）		
申請要件	以下のいずれかに該当する世帯 ・生活保護のうち生業扶助を受けている ・保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税又は、非課税相当である（家計急変含む）		
対象学校	・高等学校（別科は除く）、専修学校の高等課程 ・高等専門学校 ・各種学校の外国人学校高等科、各種学校の国家資格者養成施設		
給 付 額	対象区分		年 額
	1. 生活保護のうち生業扶助受給世帯	国公立	32,300円
		私立	52,600円
	2. 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税又は、非課税相当である世帯	国公立	143,700円
		私立	152,000円
		国公立の通信制課程	50,500円
		私立の通信制課程	52,100円
	・着用を義務付けられている制服が災害等により損失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要であると認められる場合 →当該災害等につき1回に限り、上表の対象区分2に掲げる金額に高校生等1人当たり国公立64,800円、私立81,000円を加算して支給する。		
募集期間	・9月頃（保護者等が岐阜県に住所を有している場合です。募集期間は、各都道府県によって異なります。）		

奨学金制度の紹介

岐阜県では、経済的理由により修学が困難な高校生等を対象に、『岐阜県選奨生奨学金』『岐阜県高等学校奨学金』『岐阜県子育て支援奨学金』制度により、奨学金の貸与を行っています。

制度によって資格・申請要件等が異なりますので、下記の内容を比較し検討してください。

	岐阜県選奨生奨学金（返済が必要）	岐阜県高等学校奨学金（返済が必要）																					
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること、又は、県外募集枠の県立高等学校入学者であること ・人物、学業ともに優秀であること ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること、又は、県外募集枠の県立高等学校入学者であること ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること																					
対象学校	・高等学校（専攻科、別科は除く）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程 ・高等専門学校（専攻科を除く）	・高等学校（専攻科、別科は除く） ・高等専門学校（専攻科を除く）																					
貸与月額	・高等学校等 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>自 宅</th><th>自宅外及び通学費高額負担者</th></tr> <tr> <td rowspan="2">公立</td><td>18,000 円</td><td>23,000円 28,000 円</td></tr> <tr> <td>30,000 円</td><td>35,000円 40,000 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td><td>30,000 円</td><td>35,000円 40,000 円</td></tr> <tr> <td>47,000 円</td><td>52,000円 57,000 円</td></tr> </table> ・各区分の中から希望額を選択（例 公立の自宅通学者の場合、18,000円又は30,000円から選択） ・通学費高額負担者とは、公共交通機関を利用して通学する生徒で、通学費を月額8,000円以上（公立）・月額5,000円以上（私立）負担している者が対象 ・高等専門学校 18,000 円（日本学生支援機構の貸与型の併用者は14,000円） ・原則四半期ごとに本人の銀行口座に振り込みます	区分	自 宅	自宅外及び通学費高額負担者	公立	18,000 円	23,000円 28,000 円	30,000 円	35,000円 40,000 円	私立	30,000 円	35,000円 40,000 円	47,000 円	52,000円 57,000 円	・高等学校等 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>自 宅</th><th>自宅外及び通学費高額負担者</th></tr> <tr> <td rowspan="2">公立</td><td>18,000 円</td><td>23,000円 28,000 円</td></tr> <tr> <td>30,000 円</td><td>35,000円 40,000 円</td></tr> </table> ・通学費高額負担者とは、公共交通機関を利用して通学する生徒で、通学費を月額8,000円以上（公立）・月額5,000円以上（私立）負担している者が対象 ・高等専門学校 18,000 円 ・原則四半期ごとに本人の銀行口座に振り込みます	区分	自 宅	自宅外及び通学費高額負担者	公立	18,000 円	23,000円 28,000 円	30,000 円	35,000円 40,000 円
区分	自 宅	自宅外及び通学費高額負担者																					
公立	18,000 円	23,000円 28,000 円																					
	30,000 円	35,000円 40,000 円																					
私立	30,000 円	35,000円 40,000 円																					
	47,000 円	52,000円 57,000 円																					
区分	自 宅	自宅外及び通学費高額負担者																					
公立	18,000 円	23,000円 28,000 円																					
	30,000 円	35,000円 40,000 円																					
採用基準	・成績基準 前年度の成績 中学生 3.5以上 高校生 3.0以上 ・所得基準 高等学校等：なし 高等専門学校：主たる家計支持者の市町村民税所得割額が、304,200円未満	・成績基準 なし ・所得基準 世帯の全収入が生活保護基準額の1.5倍以下の収入であること（岐阜市在住、夫婦・子供2人世帯の場合の目安でおおむね350万円程度以下）																					
返還期間	貸与終了後、無利子で次のいずれかの方法による ・年2回10年間（20回）の均等割償還 ・月賦払10年間（120回）の返還（口座振替に限る） ※一括返還も可能	貸与終了後、無利子で次のいずれかの方法による ・年2回10年間（20回）の均等割償還 ・月賦払10年間（120回）の返還（口座振替に限る） ※一括返還も可能																					
募集期間	・4～5月頃	・4～5月頃																					

緊急採用	・失職、会社の倒産、破産及び災害等による家計急変時に対応 貸与月額 上記の額 申請受付 随時 貸与期間 事由発生の翌月から1年以内 成績基準 なし	・選奨生奨学金の緊急採用で対応
------	--	---

	岐阜県子育て支援奨学金（返済が必要）														
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること、又は、県外募集枠の県立高等学校入学者であること ・生徒自身が第3子以降であること														
対象学校	・高等学校（専攻科、別科は除く）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程 ・高等専門学校（専攻科を除く）														
貸与額	○修学資金（貸与月額） ・高等学校等 <table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>自 宅</td><td colspan="2">自宅外及び通学費高額負担者</td></tr> <tr> <td>公立</td><td>18,000 円</td><td>23,000 円</td><td>28,000 円</td></tr> <tr> <td>私立</td><td>30,000 円</td><td>35,000 円</td><td>40,000 円</td></tr> </table> ・通学費高額負担者とは、公共交通機関を利用して通学する生徒で、通学費を月額8,000円以上（公立）・月額5,000円以上（私立）負担している者が対象 ・高等専門学校 18,000円 ○入学支度金 75,000円（希望者のみ） ○原則四半期ごとに本人の銀行口座に振り込みます（ただし、入学支度金は初回振込み時のみ）			区分	自 宅	自宅外及び通学費高額負担者		公立	18,000 円	23,000 円	28,000 円	私立	30,000 円	35,000 円	40,000 円
区分	自 宅	自宅外及び通学費高額負担者													
公立	18,000 円	23,000 円	28,000 円												
私立	30,000 円	35,000 円	40,000 円												
採用基準	・成績基準、所得基準はありません														
返還期間	貸与終了後、無利子で次のいずれかの方法による ・年2回10年間（20回）の均等割償還 ・月賦払10年間（120回）の返還（口座振替に限る） ※一括返還も可能														
募集期間	・4～5月頃														
緊急採用	・選奨生奨学金の緊急採用で対応														

注）『岐阜県選奨生奨学金』『岐阜県高等学校奨学金』『岐阜県子育て支援奨学金』の各奨学金制度を併用することはできません。

○問合せ先

奨学金に関する問合せについては、下記までお願いします。

- ・公立高等学校等、高等専門学校の希望者は、
岐阜県教育委員会 教育財務課 管理経理係
TEL 058-272-8734
- ・私立高等学校等の希望者は、
岐阜県子ども・女性部 私学振興課 私学助成係
TEL 058-272-8249